

# 民商だより



川越・東松山民主商工会 2021年2月24日 NO.7

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

## 商売守るための持続化給付金、「不備」「不給付」の解消を

### 家賃支援給付金は支給も、持続化給付金は不給付「同じ業者支援制度なのに」

申請期限が終了した持続化給付金において、現在も書類不備などで給付が行われない会員さんがいます。給付金事務局からの修正依頼では、「事業実態確認のための、請求書に紐づく預金通帳の写し」を求めてきます。しかし、現金取引のみで商売を行っている業者は通帳での信憑書類が提出できず、修正が解消されない状態になっています。

特に、家賃支援給付金は支給されたが、持続化給付金の申請が通らない方が多く見受けられます。

### 様々な信憑書類での修正で持続化給付金獲得へ

スナックのAさんも、家賃給付金は支給されましたが、持続化給付金が出なかったケース。現金取引なので通帳での取引が無く、修正が解消されませんでした。

店の前に置いた自販機の入金が振り込まれていたため、手数料の明細を取り寄せて添付。その他にも、店で使用した水道料金納入済証明書も添付。無事、給付金が支給されました。

同じくスナックのBさんは、新規開業特例での申請。税理士さんの証明書も添付しましたが、開業届が無いと修正依頼が届きました。しかし、飲食業の営業許可証が申請要領に沿った公的書類と認められ、追加での修正申請を行っています。

全国の仲間の中には、①帳簿の写し、②2社からの仕入れに関わる請求書と領収書1年分を添付し、③現金商売なので預金通帳のコピーは出せないことを明記して支給されたケースもあります。

### 参議院財務金融委員会で日本共産党清水議員の質疑と、財務副大臣の回答

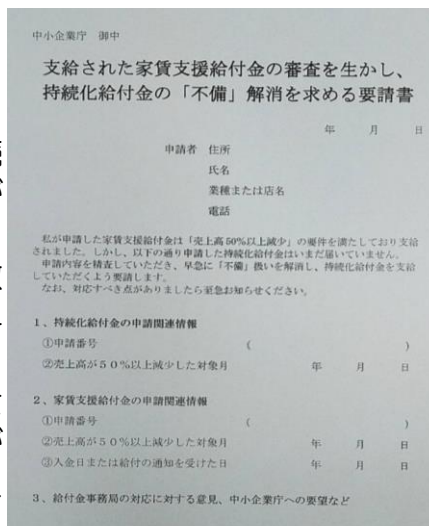
2/16の参議院財務金融委員会で、日本共産党清水忠史議員がこれらの件について質問を行い、長坂財務副大臣は、「個別の情報を頂ければ、状況を確認の上適切に対応したい」との回答を引き出していただきました。

民商では個別の要請書を作成し、国会議員室と連携、中小企業庁に対応を求めていきます。

### 給付金事務局「不備解消依頼書・不服申立書」発送 「不正受給認識確認書」も

現在、申請が進んでいない申請者に対して、「不服申立書」が郵送にて発送されています。不備の解消が困難な場合は、この書類を作成して送り返しましょう。返送期限が記載されていますので、期限内に返送が必要です。

持続化給付金の不正受給対応専門チームに委託された弁護士から「不正受給等に関する認識確認書」も発送されているようです。このような書類が届きましたら、民商に連絡をください。



## 家賃支援給付金は申請していなく、持続化給付金が不給付の方も

商売の中では、自宅や出張での商売のため家賃が発生しない方もいます。出張ネイル業のCさんはこのケースです。

売上が少なく所得が出ないため、税務署にも「申告しなくてもいい」と言われていて未申告でした。持続化給付金のため申告を行いました。給付金からは書類不備での修正依頼となっています。現金取引のため信憑書類が揃えられません。

現在、住民税の修正申告などを検討しています。

### 1人も諦めさせない！ 困っている仲間がいれば民商に相談を！

長い期間のやりとりで、申請者から諦めの言葉も聞かれますが、「一緒に最後まであきらめずに頑張ろう」と檄を飛ばしています。

現在、7名の会員さんが給付金の修正中です。お近くの仲間でも同じように困っている方がいましたら、民商への相談を呼びかけてください。

給付金支給は、商売を続けるための業者の権利です。一人も諦めることなく給付金を支給して、商売継続の足掛かりにコロナ禍を乗り越えましょう。

## 3.13 重税反対全国統一行動の日程（集団申告）

開催日 3/12（金） **いつもと会場が異なります。ご注意ください。**

**川越地域** 10:00 集合

**東部地域ふれあいセンター（並木 452-1 川越税務署の隣）**

※集会は行いません。地域ごとに時差集合となりますので、出来るだけ集合時間に合わせて来場できるよう調整をお願いします。

**東松山・比企地域** 9:15 開場 9:45 開会

**東松山市民文化センター 大ホール（六軒町 5-2）**

※30分程度集会を行います。税務署へは各団体で分散して出発します。車は、建物東側の道路を挟んだ第3駐車場（からあげ本舗の隣）に停めてください。

### 【共通の注意事項】

当日、受付でアルコール消毒・検温を実施します。マスクの着用をお願いします。体調の悪い方、熱のある方は参加を控えてください。各会場ともに人数制限があります。高齢の方、持病をお持ちの方は、2回目の班会の中で役員・事務局にご相談ください。

**3.13 当日の要員（会場片付けなどの）にも、ご協力をお願いします**

## 春の運動 拡大宣伝行動（チラシ配布）のおしらせ

21（日）、午前は川越、午後は東松山で拡大宣伝行動を行い、5名が事務所に参加、配布の依頼を含めると延べ19名が参加し、民商宣伝を行いました。

次回は以下の日程で拡大宣伝行動を行います。

3/7（日）川越事務所 10時集合～ / 東松山センター 13:30 集合～

2月の日程 自主計算 13:30～16:00 毎週木曜日

**自主計算会をパソコン班会に切り替えました 3/4 川越事務所**

**3/11 東松山センターにてパソコン班会を開催します。事前予約ください**

★事務所来場の際は事前に連絡ください。来場時は受付と検温をお願いします。

**川越市中小企業者事業継続緊急支援金(10万円)の申請は2/28まで**

民商公式LINE